

## 鹿児島県公報

令和8年1月23日(金) 第687号の2



発行鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)

## 目次

(※については例規集登載事項)

ページ

## 告

## 示

## ○指定管理者の指定(14件)

(青少年男女共同参画課取扱い) 1  
(PR観光課取扱い) 1  
(国際交流課取扱い) 2  
(自然保護課取扱い) 2  
(森林経営課取扱い) 2  
(森づくり推進課取扱い) 2  
(健康増進課取扱い) 3  
(障害福祉課取扱い) 3  
(農産園芸課取扱い) 4  
(都市計画課取扱い) 4  
(災害対策課取扱い) 4

## 教育委員会告示

## ○指定管理者の指定(2件)

(保健体育課取扱い) 5  
(文化財課取扱い) 5

## 告示

## 鹿児島県告示第46号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県青少年会館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
鹿児島県青少年育成県民会議  
鹿児島市鴨池新町1番8号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 鹿児島県告示第47号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県奄美パーク
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

奄美群島広域事務組合  
奄美市名瀬港町15番地

- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第48号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター  
2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
鹿児島国際交流促進センター  
福岡市博多区店屋町4番8号  
3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第49号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県屋久島環境文化村センター  
鹿児島県屋久島環境文化研修センター  
2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人屋久島環境文化財団  
熊毛郡屋久島町宮之浦823番地1  
3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第50号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
森の研修館かごしま  
2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金  
鹿児島市山下町9番15号  
3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第51号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県県民の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人鹿児島県森林整備公社  
鹿児島市山下町9番15号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 鹿児島県告示第52号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県照葉樹の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
かのや緑化協同組合  
鹿屋市笠之原町2957番地1
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 鹿児島県告示第53号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
県民健康プラザ健康増進センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県民総合保健センター  
鹿児島市下伊敷三丁目1番7号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 鹿児島県告示第54号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県視聴覚障害者情報センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会  
鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 鹿児島県告示第55号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県障害者自立交流センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会  
鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第56号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
フラワーパークかごしま
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県地域振興公社  
鹿児島市名山町4番3号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第57号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
谷山緑地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
鹿児島県造園事業協同組合・株式会社エフエム鹿児島共同事業体  
鹿児島市吉野町6084番1
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第58号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
石橋記念公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
セイカスポーツセンター・南日本総合サービス共同事業体  
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第59号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県防災研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人鹿児島県消防協会  
姶良市平松6252番地
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 教育委員会告示

#### 鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県ライフル射撃場  
鹿児島県平川ヨットハウス  
鴨池公園  
鴨池緑地公園  
鹿児島県総合体育センター体育館  
鹿児島県総合体育センター武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
セイカ・ユナイテッドグループ  
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 鹿児島県教育委員会告示第2号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月23日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称  
鹿児島県上野原縄文の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで